

カナダ：改正「植物育成者権規則」が施行

カナダにおける「植物育成者権（PBR）規則」の最終改正案が2026年4月23日に施行されました。今回の改正は、新品種に対する知的財産権の保護を強化し、出願手続きを簡素化するものです。また、カナダの植物イノベーション枠組みを近代化し、国際基準に適合させるとともに、公的および民間による育種投資を支援する環境を強化することも目的としています。なお今回の最終改正案は、2025年8月発行 Gazette Part I で公表された改正案から大部分は変更されていません。

主な改正点

1. **農業者の特権（自家増殖の例外）の縮小**：果実、野菜、観賞用植物、栄養繁殖によって繁殖する植物、および交配品種が対象外となりました。
2. **PBR保護期間の延長**：2026年4月23日以降に登録されたパレイショ（植物）、アスパラガス、および木本植物の品種について、育成者権の保護期間が20年から25年に延長されました。
3. **新規性判断における「広告」の除外**：PBRの登録要件である「新規性」の判断において、広告行為は新規性を失う条件から除外されます。
4. **出願手続きの簡素化**：譲渡通知 (assignment notices) に関する手数料の減額や提出期限の延長など、PBRの出願要件が簡素化されました。